

被扶養者の認定申告は30日以内の届出が必要です！！

被扶養者の認定を申告する際、被扶養者の要件を備えた日が認定日となりますが、「事実の生じた日」から30日以内に届出がなかった場合は、所属所が届出を受け付けた日が認定日となります。

そのため、「事実の生じた日」から30日以内にお勤めの市町村等の共済担当課へ被扶養者申告書を提出していただきますようお願いいたします。

◎「事実の生じた日」とは？（主な例については、①～⑤のとおりです。）

- ① 子の出生の場合は、出生した日
- ② 婚姻した場合は、入籍した日
- ③ 会社等を退職し、被扶養者の要件を満たすこととなった場合は、退職日の翌日
- ④ 同居することにより、被扶養者の要件を満たすこととなった場合は、同居した日
- ⑤ 雇用保険の失業給付の受給が終了した場合は、受給終了日の翌日